

船舶事故調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成29年12月12日 10時35分ごろ
発生場所	鹿児島県十島村悪石島やすら浜港岸壁 悪石島灯台から真方位286° 1.1海里付近 (概位 北緯29° 27.3′ 東経129° 35.6′)
事故の概要	貨客船兼自動車渡船フェリーとしまは、揚げ荷役中、甲板手が負傷した。
事故調査の経過	平成29年12月21日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨客船兼自動車渡船 フェリーとしま、1,391トン 136417、鹿児島県十島村
乗組員等に関する情報	船長、二級（航海） 甲板手
負傷者	軽傷 1人（甲板手）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 4 海象：波高 約1.0m
事故の経過	<p>本船は、やすら浜港の連絡船岸壁に出船左舷着けで着岸後、前部甲板の貨物倉ハッチを開放して揚げ荷役を開始した。</p> <p>甲板手は、ハッチコーミングから‘貨物倉に積載された揚げ荷予定の10フィートコンテナ（高さ約2.4m）’（以下「本件コンテナ」という。）までの高さが低いと思ったので、ハッチコーミングから本件コンテナ上部に移動できると思った。</p> <p>甲板手は、ハッチコーミングを乗り越えてブラケット（コーミング等の鋼板接続角を補強する鋼材）から約1.0m下方の本件コンテナ上部に乗り移ったところ、体勢を崩し、約2.4m下の貨物倉底部に落下した。</p> <p>甲板手は、本船内診療室に搬送された後、病院に転送され、脳震盪、頸椎捻挫、右肩擦過傷、背部擦過傷、右下肢擦過傷と診断された。</p> <p>甲板手は、本事故当時、階段を使用して貨物倉底部に降りてから本件コンテナ上部に登り、吊上げワイヤの準備作業を担当する予定であった。</p> <p>甲板手が着用していた作業着は、本事故後、腰部付近が裂け、また、ブラケットに繊維が付着していることが判明した。</p>
分析	本船は、揚げ荷役中、甲板手が、階段を使用して貨物倉底部まで降

	<p>りる際、ハッチコーミングから本件コンテナまでの高さが低いと思い、ハッチコーミングを乗り越えて本件コンテナ上部に乗り移ったところ、ブラケットに作業着の腰部が引っ掛かったことから、体勢を崩し、貨物倉底部まで落下して負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、揚げ荷役中、甲板手が、階段を使用して貨物倉底部まで降りる際、ハッチコーミングから本件コンテナまでの高さが低いと思い、ハッチコーミングを乗り越えて本件コンテナ上部に乗り移ったところ、ブラケットに作業着の腰部が引っ掛かったため、体勢を崩し、貨物倉底部まで落下したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>十島村は、本事故後、再発防止のため、安全会議を実施して次の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上甲板からコンテナ上部へ乗り移ることを禁止する。 ・コンテナに登る場合、コンテナに設置されたステップ、又は梯子<small>はしご</small>を使用すること。